

# Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2022年4月18日現在

～2022年4月17日

2022年4月18日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）

別紙5 リモートアクセス提供条件等

## 1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) Flexible Remote Access	SDPFサービスの1つであって、クラウド、データセンタ又はVPN等へのリモートアクセス機能等を提供するもの

## 2 各メニュー等の提供条件等

### (1) Flexible Remote Access

#### A 提供条件等

##### (A) 用語の定義

用語	用語の意味

最大接続ID数	(略)
---------	-----

##### (B) リモートアクセス機能に係る条件

a (略)

b (略)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）

別紙5 リモートアクセス提供条件等

## 1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) (略)	SDPFサービスの1つであって、クラウド、データセンタ又はVPN等へのリモートアクセス機能等及び付加機能を提供するもの

## 2 各メニュー等の提供条件等

### (1) Flexible Remote Access

#### A 提供条件等

##### (A) 用語の定義

用語	用語の意味
<u>1</u> エリア	<u>当社のサービスサイト</u> ( <a href="https://sdpf.ntt.com">https://sdpf.ntt.com</a> ) に定めるFlexible Remote Accessの基盤の所在地域
<u>2</u> 最大接続ID数	(略)

##### (B) リモートアクセス機能に係るもの

a 契約者は、Flexible Remote Accessの申込みにあたり、エリアを指定するものとします。

b 当社は、Flexible Remote Accessをベストエフォート（通信速度を確保しないことをいいます。）として提供します。

ただし、契約者が付加機能（帯域確保機能等に係るものに限ります。）を利用する場合を除きます。

c (略)

d (略)

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2022年4月18日現在

～2022年4月17日

2022年4月18日～

c 当社は、Flexible Remote Accessをベストエフォート（通信速度を確保しないことをいいます。）として提供します。

d （略）

(C) 最大接続ID数及びメニューに係る条件

a～d （略）

(D) セキュリティ機能に係る条件

a～d （略）

(E) ログ機能に係る条件

a～b （略）

(F) 情報の取得に係る条件

a～b （略）

e （略）

(C) 最大接続ID数及びメニューに係るもの

a～d （略）

(D) セキュリティ機能に係るもの

a～d （略）

(E) ログ機能に係るもの

a～b （略）

(F) 情報の取得に係るもの

a～b （略）

(G) 付加機能

a 帯域確保機能等に係るもの

<u>付加機能</u>	<u>内容</u>
<u>帯域確保機能</u>	<p>契約者がFlexible Remote Accessを利用してインターネット又はその他のネットワーク等との間の通信を行う場合における、次に掲げるFlexible Remote Accessの提供区間に限り、その通信速度の帯域を確保する機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットゲートウェイ装置とインターネット接続点（Flexible Remote Accessへの接続に係るもの）との間の区間</li> <li>・Flexible InterConnectゲートウェイ装置とFlexible InterConnect接続点との間の区間</li> </ul>

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2022年4月18日現在

～2022年4月17日

2022年4月18日～

帯域確保（インターネットオプション）機能

契約者がFlexible Remote Accessを利用してインターネットとの間の通信を行う場合における、次に掲げるFlexible Remote Accessの提供区間に限り、その通信速度の帯域を確保する機能  
 ・インターネットゲートウェイ装置とインターネット接続点（インターネットへの接続に係るものに限ります。）との間の区間

備考

- 1 当社は、帯域確保（インターネットオプション）機能について、帯域確保機能を利用する契約者に限り提供します。
- 2 契約者は、帯域確保機能又は帯域確保（インターネットオプション）機能に係る利用開始の請求をするときは、利用する帯域をプランとして選択するものとします。
- 3 帯域確保機能及び帯域確保（インターネットオプション）機能に係るプランその他料金等の詳細は、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com>）に定めま  
す。

b エリア冗長機能に係るもの

- (a) エリア冗長機能とは、Flexible Remote Accessを複数エリアで冗長利用するための機能をいいます。
- (b) 契約者は、エリア冗長機能の申込みにあたり、各エリアにおいてそれぞれFlexible InterConnectを申込み必要があります。
- (c) エリア冗長機能と帯域確保機能又は帯域確保（インターネットオプション）機能を併用する場合は、エリア冗長機能に係るすべてのエリアにおいて、帯域確保機能又は帯域確保（インターネットオプション）機能の利用有無及びそれら機能のプラン等の利用条件を同一としていただきます。
- (d) エリア冗長機能に係るその他料金等の詳細は、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com>）に定めま  
す。

B 料金算定方法

B 料金算定方法

# Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2022年4月18日現在

～2022年4月17日

2022年4月18日～

- (A) Flexible Remote Accessに係る利用料金は、1の契約IDごとに利用料金の額を合算して適用します。
- (B) Flexible Remote Accessに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において次表に掲げる算定方法及びWeb料金表に基づき、算出されるものとします。

料金種別	内容
------	----

<u>月額固定</u>	<p><u>1</u> 利用時間にかかわらず、最大接続ID数に、Web料金表に規定する1ID当たりの月額定額料金（その最大接続ID数が属するメニューのものに限り、）を乗じたものを月額料金として適用します。<u>なお、月額固定料金は日割りしません。</u></p> <p><u>2</u> （略）</p>
-------------	---

- (A) Flexible Remote Accessに係る利用料金（付加機能に係るものを含まず。以下Bにおいて同じとします。）は、1の契約IDごとに利用料金の額を合算して適用します。
- (B) Flexible Remote Accessに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において次表に掲げる算定方法及びWeb料金表に基づき、算出されるものとします。

料金種別	内容
<u>月額固定(ID料金)</u>	<p><u>1</u> 月額固定(ID料金)は、Web料金表に規定する1ID当たりの月額定額料金を用いて算出するものをいいます。</p> <p><u>2</u> Web料金表に規定する1ID当たりの月額定額料金には、標準の月額定額料金及び標準の月額定額料金に代えて適用するエリア冗長の月額定額料金（付加機能（エリア冗長機能に係るもの）に限り、）の利用時に適用するものをいいます。</p> <p><u>3</u> 利用時間にかかわらず、最大接続ID数に、Web料金表に規定する1ID当たりの月額定額料金（その最大接続ID数が属するメニューのものに限り、）を乗じたものを月額料金として適用します。</p> <p><u>4</u> （略）</p>
<u>月額固定（帯域料金）</u>	<p><u>1</u> 月額固定(帯域料金)は、Web料金表に規定する帯域に係るプラン（付加機能（帯域確保機能等）に係るものに限り、）に限り、）の月額定額料金を用いて算出するものをいいます。</p>

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2022年4月18日現在

～2022年4月17日

2022年4月18日～

(C) 当社は、Flexible Remote Accessに係る料金については、共通編料金表通則第1項にかかわらず日本時間（JST）を用いて計算します。

(D) 契約者は、Flexible Remote Accessの利用開始の日を含む料金月の翌料金月から起算して、Flexible Remote Accessの利用終了の日を含む料金月までの支払いを要します。

(E) 1の料金月において利用開始と利用終了があった場合は、契約者は、利用終了の日を含む料金月として支払いを要します。

(F) 当社は、Flexible Remote Accessの工事費をWeb料金表において定めます。

2 利用時間にかかわらず、帯域確保機能等に係る月額定額料金（帯域確保（インターネットオプション）機能を併用する場合は、その月額定額料金を含みます。）を月額料金として適用します。

3 1の料金月において帯域確保機能等に係るプランの変更があった場合は、当社は、その料金月において帯域が最大となるプランの月額定額料金を月額料金として適用します。

(C) 契約者は、Flexible Remote Accessの利用開始の日を含む料金月の翌料金月から起算して、Flexible Remote Accessの利用終了の日を含む料金月までの利用料金の支払いを要します。

(D) 1の料金月においてFlexible Remote Accessの利用開始と利用終了があった場合は、契約者は、その料金月において利用料金の支払いを要します。

(E) 契約者がエリア冗長機能を利用する場合は、当社は、(C)に定める支払いを要する期間のうち、エリア冗長機能の利用開始の日を含む料金月の翌料金月から起算してエリア冗長機能の利用終了の日を含む料金月までの間において、標準の月額定額料金に代えてエリア冗長の月額定額料金を適用します。

(F) 1の料金月においてエリア冗長機能の利用開始と利用終了があった場合は、当社は、その料金月において標準の月額定額料金に代えてエリア冗長の月額定額料金を適用します。

(G) 当社は、Flexible Remote Accessの工事費をWeb料金表において定めます。

(H) 当社は、Flexible Remote Accessに係る料金については、共通編料金表通則第1項にかかわらず日本時間（JST）を用いて計算します。